

青森市介護保険条例（平成十七年条例第二百四号）の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第四条 <u>令和六年度から令和八年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>一 <u>介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十八条第一項第一号に掲げる者 <u>三万七千二百円</u></u></p> <p>二 <u>令第三十八条第一項第二号に掲げる者 <u>五万六千円</u></u></p> <p>三 <u>令第三十八条第一項第三号に掲げる者 <u>五万六千五百円</u></u></p> <p>四 <u>令第三十八条第一項第四号に掲げる者 <u>六万九千六百元</u></u></p> <p>五 <u>令第三十八条第一項第五号に掲げる者 <u>八万八千八百円</u></u></p> <p>六 <u>令第三十八条第一項第六号に掲げる者 <u>九万円</u></u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>改正前の「イ」及び「ロ」は、令第38条第1項第6号に規定されていることから、削除する。</p> </div>	<p>(保険料率)</p> <p>第四条 <u>令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>一 <u>介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 <u>四万円</u></u></p> <p>二 <u>令第三十九条第一項第二号に掲げる者 <u>五万二千元</u></u></p> <p>三 <u>令第三十九条第一項第三号に掲げる者 <u>六万百円</u></u></p> <p>四 <u>令第三十九条第一項第四号に掲げる者 <u>六万八千百円</u></u></p> <p>五 <u>令第三十九条第一項第五号に掲げる者 <u>八万百円</u></u></p> <p>六 <u>次のいずれかに該当する者 <u>八万八千百円</u></u></p> <p>イ <u>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項及び第十一条第一項において同じ。）が百二十万円未満である者であ</u></p>

改正後	改正前
<p>七 <u>令第三十八条第一項第七号に掲げる者 十万六千四百円</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 改正前の「イ」及び「ロ」は、令 第38条第1項第7号に規定され ていることから、削除する。 </div>	<p><u>り、かつ、前各号のいずれにも該当し ないもの</u></p> <p><u>ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第百 四十四号）第六条第二項に規定する要 保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律（平成六年法律第三十号） 第十四条第一項の支援給付（中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律の一部 を改正する法律（平成十九年法律第百 二十七号）附則第四条第一項に規定す る施行前死亡者の配偶者に対する支援 給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律の一部を改正する法律（平 成二十五年法律第百六号）附則第二条 第一項又は第二項の規定によりなお従 前の例によることとされた同法による 改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律第十四条第一項の支援給付 を含む。）を必要とする状態にある者 （以下「要保護者」という。）であっ て、その者が課される保険料額につい てこの号の区分による額を適用された ならば保護又は支援給付（以下「保護 等」という。）を必要としない状態と なるもの（令第三十九条第一項第一号 イ（（1）に係る部分を除く。）、次 号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号 ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当 する者を除く。）</u></p> <p>七 <u>次のいずれかに該当する者 十万四千 百円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が二百十万円未満であ る者であり、かつ、前各号のいずれに</u></p>

改正後	改正前
<p>八 <u>令第三十八条第一項第八号に掲げる者 十二万二千八百円</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>改正前の「イ」及び「ロ」は、令第38条第1項第8号に規定されていることから、削除する。</p> </div> <p>九 <u>令第三十八条第一項第九号に掲げる者 十三万九千二百円</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>改正前の「イ」及び「ロ」は、令第38条第1項第9号に規定されていることから、削除する。</p> </div> <p>十 <u>令第三十八条第一項第十号に掲げる者 十五万五千五百円</u></p>	<p>も該当しないもの</p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）</u>、次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。）</p> <p>八 <u>次のいずれかに該当する者 十二万二百円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が三百二十万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）</u>、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。）</p> <p>九 <u>次のいずれかに該当する者 十三万六千二百円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が四百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）</u>、次号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。）</p> <p>十 <u>次のいずれかに該当する者 十五万二千二百円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が六百万円未満である</u></p>

改正後	改正前
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">改正前の「イ」及び「ロ」は、令第 38 条第 1 項第 10 号に規定されていることから、削除する。</p> <p><u>十一 令第三十八条第一項第十一号に掲げる者 十七万九千九百円</u></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">改正前の「イ」及び「ロ」は、令第 38 条第 1 項第 11 号に規定されていることから、削除する。</p> <p><u>十二 令第三十八条第一項第十二号に掲げる者 十八万八千三百円</u></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">改正前の「イ」及び「ロ」は、令第 38 条第 1 項第 12 号に規定されていることから、削除する。</p> <p><u>十三 令第三十八条第一項第十三号に掲げる者 二十万四千七百円</u></p> <p><u>2 令和六年度から令和八年度までの令第三十八条第一項第九号の基準所得金額は、令第三十八条第九項第一号の規定にかかわら</u></p>	<p><u>者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>十一 次のいずれかに該当する者 十六万八千三百円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が八百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>十二 次のいずれかに該当する者 十八万四千三百円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が一千万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>十三 前各号のいずれにも該当しない者 二十万三百円</u></p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>ず、四百万円とする。</u></p> <p><u>3 令和六年度から令和八年度までの令第三十八条第一項第十号の基準所得金額は、令第三十八条第九項第二号の規定にかかわらず、六百万円とする。</u></p> <p><u>4 令和六年度から令和八年度までの令第三十八条第一項第十一号の基準所得金額は、令第三十八条第九項第三号の規定にかかわらず、八百万円とする。</u></p> <p><u>5 令和六年度から令和八年度までの令第三十八条第一項第十二号の基準所得金額は、令第三十八条第九項第四号の規定にかかわらず、千万円とする。</u></p> <p><u>6 第一項第一号</u>に掲げる第一号被保険者についての法第二百二十四条の二第一項に規定する保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>二万三千三百円</u>とする。</p> <p><u>7 第一項第二号</u>に掲げる第一号被保険者についての法第二百二十四条の二第一項に規定する保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>三万九千七百円</u>とする。</p> <p><u>8 第一項第三号</u>に掲げる第一号被保険者についての法第二百二十四条の二第一項に規定する保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>五万六千円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令<u>第三十八条第一項第一号イ</u>（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に該当する者を除く。）、ロ及び</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>2 前項第一号</u>に掲げる第一号被保険者についての法第二百二十四条の二第一項に規定する保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>二万四千元</u>とする。</p> <p><u>3 第一項第二号</u>に掲げる第一号被保険者についての法第二百二十四条の二第一項に規定する保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>四万円</u>とする。</p> <p><u>4 第一項第三号</u>に掲げる第一号被保険者についての法第二百二十四条の二第一項に規定する保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>五万六千円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令<u>第三十九条第一項第一号イ</u>（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に該当する者を除く。）、ロ及び</p>

改正後	改正前
<p>ハ、第二号口、第三号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口、<u>第九号口、第十号口、第十一号口並びに第十二号口</u>に該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令<u>第三十八条第一項第一号から第十二号まで</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第十一条 市長は、前条第一項各号のいずれかの理由により、その納付すべき保険料を納付することができないと認めるときは、第一号被保険者の申請によって、その納付することができないと認める金額を限度として、その保険料を減免することができる。ただし、当該第一号被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該第一号被保険者の配偶者の前年（一月から三月までの間にあっては前々年）中の<u>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）</u>の総額が千万円を超える場合は、この限りで</p>	<p>ハ、第二号口、第三号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口<u>並びに第九号口</u>に該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令<u>第三十九条第一項第一号から第九号まで</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第十一条 市長は、前条第一項各号のいずれかの理由により、その納付すべき保険料を納付することができないと認めるときは、第一号被保険者の申請によって、その納付することができないと認める金額を限度として、その保険料を減免することができる。ただし、当該第一号被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該第一号被保険者の配偶者の前年（一月から三月までの間に</p> <div data-bbox="853 1527 1391 1758" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>合計所得金額の定義は、改正前の第4条第1項第6号イに規定していたが、この規定が削除されたことから、第11条に規定する。</p> </div> <p>の総額が千万円を超える場合は、この限りで</p>

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則 (保険料の減免の特例)</p> <p>第五条 <u>令和六年度から令和八年度までの</u>各年度分の保険料に限り、第十一条第一項に規定するもののほか、第一号被保険者の属する世帯がその生計を維持することが著しく困難であると認められる場合についても、当該保険料を減免することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第六条 当分の間、第九条第一項に規定する延滞金の年十・七五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法_____第九十条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が十・七五パーセントを超える場合には、年十・七五パーセントの割合）とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の青森市介護保険条例第四条、第六条第三項、第十一条第一</u></p>	<p>ない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則 (保険料の減免の特例)</p> <p>第五条 <u>令和三年度から令和五年度までの</u>各年度分の保険料に限り、第十一条第一項に規定するもののほか、第一号被保険者の属する世帯がその生計を維持することが著しく困難であると認められる場合についても、当該保険料を減免することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第六条 当分の間、第九条第一項に規定する延滞金の年十・七五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法<u>(昭和三十二年法律第二十六号)</u>第九十条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が十・七五パーセントを超える場合には、年十・七五パーセントの割合）とする。</p>

改正後	改正前
<u>項及び附則第五条の規定は、令和六年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和五年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。</u>	